

神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準の一部改正の概要

1 改正の趣旨

国の「高等学校通信教育規程」の一部改正により、同規程において生徒数に応じた教員数の基準が規定された。

これに伴い、「神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準」の一部を改正する。

2 改正の内容

通信制の課程に関する教員数の基準に係る規定を削除する。(第10条関係)

3 施行日

令和5年4月1日